

事 務 連 絡
令和4年6月10日

各施設・事業所管理者 殿

東京都福祉保健局障害者施策推進部
施設サービス支援課長

新型コロナウイルス感染症に係る感染報告方法の変更について

平素から東京都の障害者福祉施策の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

標記の件については、各施設等の感染状況を早期に把握する必要があるため、現状は電話による報告と都職員による聞き取りをした上で、事故報告書の提出をお願いしているところでございます。

この度、各施設における感染報告事務の効率化による負担軽減の観点から、下記の通り新型コロナウイルス感染症に係る第一報の報告を「電話」から「入力フォーム」に変更させていただきますので、ご理解とご協力の程お願い申し上げます。

記

1 報告条件

各施設又は事業所（施設入所支援、生活介護及び自立訓練事業所のみ）において、職員又は利用者が新型コロナウイルス感染症の「陽性」の確定診断を受けたこと

2 報告方法

以下の入力フォームに必要事項を入力し、事故報告書を添付した上で、ご送信願います。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1649421251639>

ただし、事故報告書の作成に時間がかかり、速やかに第一報を上げる必要がある場合は、「後日事故報告を提出する」を選択の上、フォームの入力内容のみ送信してください。

その際、事故報告書の提出は、以下の事故報告書提出専用の入力フォームより、ご提出願います。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1649927325105>

【お問い合わせ】

東京都福祉保健局障害者施策推進部
施設サービス支援課 障害者支援施設担当
電話：03-5320-4156（直通）